

板橋区延長保育料助成要綱

平成11年4月1日区長決定

(目 的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第2号に規定する時間外保育（以下「延長保育」という。）を受ける児童について、同号の規定に基づき、その延長保育料を助成することにより、保護者の負担を軽減し、もって延長保育の必要な児童の利用を担保することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱により助成を受けられる者（以下「助成対象者」という。）は、板橋区内に住所を有し、かつ、板橋区内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可保育所又は同法第6条の3第9項の規定による家庭的保育事業を行う事業者又は同法第6条の3第10項の規定による小規模保育事業を行う事業者又は同法第6条の3第12項の規定による事業所内保育事業を行う事業者又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項の規定による認定こども園（以下「保育施設」という。）による延長保育を受けている子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（事業所内保育事業における従業員卒の児童を除く）であつて、延長保育料が徴収されている次の各号に掲げる児童の保護者とする。

- (1) 東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例（平成9年板橋区条例第14号。以下「条例」という。）第5条第3項に規定する生計を一にする世帯に小学校就学前子どもが3人以上いる場合の当該小学校就学前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者であるものを除く。）のうち、延長保育料を徴収されている児童。
- (2) 生活保護法による被保護世帯等の児童（生活保護法による被保護世帯等とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（同法改正に伴う経過措置により行われている支援給付を含む。）受給世帯をいう。）
- (3) 延長保育のあった月の属する年度（延長保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては前年度）分の特別区民税又は市町村民税非課税世帯の児童
- (4) 児童福祉法第6条の4第1号に規定する里親に委託されている児童

(助成対象となる利用時間及び助成額)

第3条 延長保育料の助成は、保育施設が各別に定める延長保育時間（次項において「規定時間」という。）の範囲内において児童が提供を受けた保育の対価として保育施設に支払われる延長保育料を対象とする。

2 前項の助成額は、助成対象者から保育施設に支払われる規定時間に係る延長保育料の全額とする。

(申 請)

第4条 延長保育料の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、延長保育料助成申請書（別記第1号様式）に必要事項を記入し、その延長に係る保育施設の長（以下「施設長」という。）の合意を得た上で、区長に申請をする。

2 前項によりがたい場合は、区と協議の上、施設長の合意を得ずに区長に申請することができるものとする。

(決定及び通知)

第5条 区長は、前条により、申請が行われ、助成することが適当と認めた場合は、延長保育料助成認定通知書（別記第2号様式）により、適当でないと認めた場合は、延長保育料助成申請却下通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(認定期間)

第6条 認定期間は、認定時における施設に在園する限り、次の各号に掲げるものとする。

(1) 4月から8月に認定を開始した児童 当年度8月末まで

(2) 9月から3月に認定を開始した児童 翌年度8月末まで

2 前項の規定に関わらず、認定時における施設から転園した場合、再度申請するものとする。

(請求)

第7条 第5条により、助成の決定を受けた者は、認定期間中の延長保育料について、施設長が助成対象者に代わり延長保育料助成請求書(別記第4号様式)により、区長に請求をするものとする。

2 前項によりがたい場合は、助成の決定を受けた者は、区と協議の上、認定期間中に負担した延長保育料について、延長保育料助成請求書(別記第5号様式)により、区長に請求をするものとする。この場合においては、請求書には延長保育料に係る領収書を添付するものとする。

(支払方法)

第8条 区長は、前条により、施設長から請求が行われた場合は、請求が行われた日の属する月の翌月の末日までに、当該保育所に支払うものとする。

2 区長は、前条第2項により請求が行われた場合は、請求が行われた日の属する月の翌月の末日までに、助成対象者に支払うものとする。

(決定の取消し・変更)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更し、延長保育料助成認定取消(変更)通知書(別記第6号様式)により助成対象者に通知するものとする。

(1) 助成対象者が偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき

(2) 助成要件を満たしていないとき

(3) その他区長が必要と認めたとき

(助成金の返還)

第10条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合で、返還させるべき額があるときは、期限を定め助成金の返還を命ずるものとする。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の延長保育料助成要綱第2条の規定は、平成27年4月1日以後の利用に係る保育について適用し、同日前の利用に係る保育については、なお従前の例による。

付 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の要綱の規定は、施行の日以後に受ける延長保育に係る助成申請について適用し、同日前に

受ける延長保育に係る助成申請については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、施行の日以後に受ける延長保育に係る助成申請について適用し、同日前に受ける延長保育に係る助成申請については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は令和5年10月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、施行の日以後に受ける延長保育に係る助成申請について適用し、同日前に受ける延長保育に係る助成申請については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、施行の日以後に受ける延長保育に係る助成申請について適用し、同日前に受ける延長保育に係る助成申請については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は令和6年9月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、施行の日以後に受ける延長保育に係る助成申請について適用し、同日前に受ける延長保育に係る助成申請については、なお従前の例による。

板橋区延長保育料助成申請書

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

保護者

住 所

電 話

氏 名

① 下記児童の延長保育料についての助成を申請します。

この申請の審査に必要な、区が保有する個人情報の利用に同意します。

フリガナ 児童氏名		生年月日(年齢)	年 月 日生 (歳 カ月)
		保育施設名	
フリガナ 児童氏名		生年月日(年齢)	年 月 日生 (歳 カ月)
		保育施設名	
フリガナ 児童氏名		生年月日(年齢)	年 月 日生 (歳 カ月)
		保育施設名	
助成申請理由 (いずれかに○をつけてください)	☐ 生活保護法による被保護世帯等 ☐ 前年度分の特別区民税又は市町村民税非課税世帯の児童 ☐ 生計を一にする世帯に、小学校就学前の児童が3人以上いる場合の、当該小学校就学前の児童（そのうち最年長者および2番目の年長者であるものを除く） ☐ 児童福祉法第6条の四に規定する里親に委託されている児童		

② 保育園名・保護者氏名をご記入の上、在園施設の署名を受けてから提出してください。

上記申請の認定後、助成金の請求及び受領については、下記保育園に委任します。

保育園名	
保護者氏名	
《私立保育園記入欄》上記、申請者の委任を受け、当該延長保育料の請求及び受領を行います。 なお、延長保育料の助成金については、下記の私（私立保育園）名義の口座に入金ください。 保育園名： _____ 代表者職氏名： _____	

板子保第 号
年 月 日

〒

_____様

児 童 名
保育施設

板 橋 区 長
(公 印 省 略)

板橋区延長保育料助成認定通知書

付で申請のありました 年度の板橋区延長保育料助成申請につきまして、認定いたしましたので、通知いたします。

なお、助成金の取り扱いについては、下記のとおりといたします。

記

認定番号	第 号
------	-----

延長保育料の助成額は、ご利用されている保育施設の口座に、直接振り込みます。

認定期間 ～

板子保第 号
年 月 日

児童名
保育施設

板 橋 区 長

（公 印 省 略）

板橋区延長保育料助成申請却下通知書

年 月 日付で申請のありました 年度の板橋区延長保育料助成申請
につきまして、下記の理由で却下いたしましたので、通知いたします。

記

〔 却 下 の 理 由 〕

1. あなたの世帯は、生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯ではありません。
2. あなたの世帯は、延長保育のあった月の属する年度（延長保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては前年度）分の特別区民税又は市町村民税非課税世帯ではありません。
3. 申請児童は、生計を一にする世帯に属する小学校就学前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者であるものは除く。）ではありません。
4. 申請児童は、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている児童ではありません。
5. その他

延長保育料助成請求書

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

所在地
法人名
施設名
代表者職氏名

板橋区延長保育料助成要綱による助成金について、下記のとおり請求します。

	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額								

ただし、 年 月分 から
年 月分 まで

計算内訳書

種別	延長保育料額 a	対象者数等 b	助成金額 a×b
月額	円	人	円
	円	人	円
	円	人	円
日額	円	延 日	円
	円	延 日	円
	円	延 日	円
	円	延 日	円
	円	延 日	円
請求助成額計			円

延長保育料助成請求書

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

保護者

住 所

電 話

氏 名

下記児童の延長保育料についての助成を申請します。

認定番号	第 号	
フリガナ 児童氏名		お支払いになった延長保育料 年 月分 ～ 年 月分
生年月日 (年齢)	年 月 日生 (満 歳 カ月)	月額 円 × ケ月 = 円
入所施設名		日額 円 × 日 = 円
フリガナ 児童氏名		お支払いになった延長保育料 年 月分 ～ 年 月分
生年月日 (年齢)	年 月 日生 (満 歳 カ月)	月額 円 × ケ月 = 円
入所施設名		日額 円 × 日 = 円
フリガナ 児童氏名		お支払いになった延長保育料 年 月分 ～ 年 月分
生年月日 (年齢)	年 月 日生 (満 歳 カ月)	月額 円 × ケ月 = 円
入所施設名		日額 円 × 日 = 円
請求助成額 合 計	円	
添付書類	延長保育料領収書 枚	

板子保第 号
年 月 日

様

児童名
保育施設

板 橋 区 長

（公 印 省 略）

板橋区延長保育料助成認定取消（変更）通知書

年度の板橋区延長保育料助成認定（認定番号第 号）を、下記の理由で
年 月より取消（変更）しましたので、板橋区延長保育料助成要綱第9条の規定により
通知いたします。

記

[取 消 し 又 は 変 更 の 理 由]

1. あなたの世帯は、生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯ではありません。
2. あなたの世帯は、延長保育のあった月の属する年度（延長保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては前年度）分の特別区民税又は市町村民税非課税世帯ではありません。
3. 申請児童は、生計を一にする世帯に属し、3子以上の児童が保育所に入所している場合の第3子以降の児童に該当していません。
4. 申請児童は、児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている児童ではありません。
5. その他